

## 中小会社会計の制度形成に関する一考察

堂野崎 融<sup>1</sup>・新野 正晶<sup>2</sup>・松尾 俊彦<sup>2</sup>

### A Study of Institutional Design for Smaller Entities Accounting

Tooru Dounosaki · Masaaki Shinno · Toshihiko Matsuo

In this paper, which considered of institutional design for smaller entities accounting. The accounting standards should be separated smaller entities from large entities. We have established the guidance on accounting of small and medium-sized entities at 2005, and the basic guidelines on accounting of small and medium-sized enterprises at 2012. The guidance on accounting of the small and medium-sized entities is single standard, but the basic guideline on accounting of small and medium-sized enterprises is double standard. We will compare single standard with double standard and examined.

#### Key Word (キーワード)

Smaller entities (中小会社), Accounting standard for smaller entities (中小会社会計基準), Guidance on accounting of the small and medium-sized entities (中小企業の会計に関する指針), Basic guideline on accounting of small and medium-sized enterprises (中小企業の会計に関する基本要領), International Financial Reporting Standard for Small and Medium-Sized Entities (中小企業向け国際財務報告基準)

#### I わが国の中小会社会計に関する動向

わが国の中小会社会計に関する制度形成について整理してみたい。

平成14年に日本商工会議所, 日本税理士会連合会, 日本公認会計士協会, 企業会計基準委員会の4団体は, 中小会社の特性をふまえ大会社向け会計基準とは別の中小会社会計基準が必要であるという認識のもと準備作業を開始した。平成17年8月に先の4団体は「中小企業の会計に関する指針」(以下, 中小指針という)を公表した。

平成14年以前は, 大会社と中小会社は共に「企業会計原則」ならびに企業会計基準とともに会計

基準として適用していた。平成14年以降は, 中小会社の特性により大会社と中小会社それぞれに会計基準が必要であるとの認識のもと, ①大会社向け会計基準の簡便化した中小会社向け会計基準とするシングル・スタンダードの考え方(日本公認会計士協会), ②大会社向け会計基準とは別の基準を構築するダブル・スタンダードの考え方(中小企業庁, 日本税理士会連合会)に基づいた検討が始まった。

平成22年2月には, 日本商工会議所, 日本税理士会連合会, 日本公認会計士協会, 企業会計基準委員会に加え日本経済団体連合会の5団体により「非上場会社の会計基準に関する懇談会」(以下,

<sup>1</sup>九州共立大学

<sup>2</sup>広島文化学園大学

懇談会という)が設置され、わが国の会計基準のコンバージェンスに向けた取り組みと中小会社、非上場会社の会計基準のあり方が検討された。懇談会は、同年8月に「非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書」(以下、懇談会報告書という)を公表した。

平成22年2月中小企業庁に「中小企業の会計に関する研究会」(以下、研究会という)が再設置され、非上場会社、特にその大半をしめる中小会社についての会計制度のあり方が検討された。研究会は、同年9月に「中小企業の会計に関する研究会中間報告書」(以下、研究会中間報告書という)をそれぞれ公表した。懇談会報告書、研究会中間報告書を受け、平成23年2月に中小企業庁と金融庁が事務局として、さらに法務省がオブザーバーとして参加し、中小企業関係者等が主体となった「中小企業の会計に関する検討会」(以下、検討会という)が設置され、同年11月「中小企業の会計に関する基本要領(案)」を、平成24年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、中小要領という)を公表した。

こうした中小会社に対する会計基準の形成に先行して、戦後間もない時期から産業の発展に伴い経済社会を支える中小規模の会社に対する会計規準の必要性は認識されていた。

## II 中小会社会計への意識

### 1 昭和20年代の企業会計制度

昭和23年には「企業会計原則」が制定され、前文の一に「……企業会計制度の改善統一は緊急を要する問題……。従って、企業会計の基準を確立し、維持するため、先ず企業会計原則を設定して……」とあるように、わが国経済社会を支える企業に対し会計の基準を整備した。

昭和25年に経済安定本部企業会計対策調査会から「中小企業簿記要領」が、昭和28年に中小企業庁から「中小会社経営簿記要領」が公表された<sup>1)</sup>。戦後間もない混乱期に帳簿記録を整備することで公正な企業会計を実践するための会計制度の整備、充実を図ることが考えられた。これら簿記要

領が公表された背景には、正確な帳簿記録の意識、企業規模や内部組織、機関の整備状況が違いすぎるため、中小会社と大会社に対する会計基準を区別すべきであるとの認識があったのではないだろうか<sup>2)</sup>。特に「中小企業簿記要領」の中で、中小会社には中小会社なりの特性があることが<sup>3)</sup>主張されていることは注目すべきであろう<sup>4)</sup>。

昭和49年に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」(以下、商法特例法という)が制定されたことにより、大会社、小会社が区別され、特例として小会社は会計監査人監査が強制されなくなった<sup>5)</sup>。しかし、昭和56年商法改正案において、商法特例法の小会社特例により公開した計算書類の信頼性を担保することができないことから、会計専門家による簡易的な監査を実施してはどうかという議論が起こった。監査及び法令においても中小会社と大会社を区別する認識があったのではなかろうか。

簿記、監査及び法令において、中小会社と大会社を区別する認識、議論は昭和25年に始まっており、これらの議論が現在の中小会社会計の素地を築いたと考えられる。

### 2 昭和50年前後からの中小会社に対する会計制度のあり方

昭和59年に法務省民事局参事官室より「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点」(以下、大小区分立法の問題点という)が公表された。この大小区分立法の問題点で指摘されたのは、先の昭和56年商法改正において「株式会社らしい株式会社を対象としたものであって、日本の株式会社の大多数を占める小規模かつ閉鎖的な株式会社を主眼としたものではなかった。また戦後何回も行われた商法改正とあわせて、有限会社法についても改正が行われているが、これは商法改正に伴う波及的改正にすぎず、小規模・閉鎖的な会社の典型としての有限会社制度の改善に本格的に取り組んだものではなかった」<sup>6)</sup>と、立法担当者は小規模かつ閉鎖的な株式会社の有限責任を担保する(中小会社における監査)制度の必要性を指摘した。言い換えれば、有限責任制度下に

における中小株式会社に対する債権者保護を担保するための会計制度についての議論であった。

この大小区分立法の問題点においては、様々な検討がおこなわれたが、その中でも特に小規模・閉鎖的な株式会社の計算の適正性の確保に関連する部分について整理してみたい。

1. 「公開株式会社及び非公開会社のうち一定規模以上のものについては、会計監査人による監査を強制するとの意見があるが、どうか」（七 計算・公開4）
2. 「会計監査人監査を受けない非公開会社（4を参照）のうち一定規模以上のものは、会計専門家（公認会計士、監査法人、会計士補又は税理士）による、会計帳簿の記載漏れ又は不実記載並びに貸借対照表、損益計算書及び付属明細書の記載の会計帳簿との合致の有無（商法二八一条ノ三第二項二号。九号に該当）等に限定した「監査」を強制するとの意見があるが、どうか」（七 計算・公開4）

この「大小区分立法の問題点」の公表によって、中小会社に対する限定された『監査』の必要性について議論が起きた。

法制審議会商法部会は、商法監査問題研究会を設置し、昭和61年3月「商法監査問題研究会報告書」（以下、監査問題報告書という）を公表した。また同年5月には法務省民事局参事官室が「商法・有限会社法改正試案」（以下、改正試案という）を公表した。これら二つの監査問題報告書と改正試案において、「会計監査人による監査」（以下、監査案という）、「会計調査人による調査」（以下、調査案という）及び「会計専門家による指導」（以下、指導案という）といった案が出された。これらの案は中小会社の決算書（計算書類）の信頼性の確保を意図した初めてのものであった。

監査案は、昭和49年に制定された「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」において大会社と規定された資本金5億円以上、負債総額200億円以上の株式会社への会計監査人による監査の適用範囲を拡大しようとするものであり、主に有限会社にその範囲を拡げようとするもので

あった。

調査案は、資本金3,000万円未満かつ負債総額3億円未満の株式会社以外の会社は、この調査を強制するというもので、「会社の貸借対照表及び損益計算書が相当の会計帳簿に基づいて作成されていると認められるかどうか」を報告することを目的としている（改正試案四4c）。「認められるかどうか」の心証の程度は「一応の確からしさ」でよい（改正試案四4c（注）4）ものとしている。つまり、監査よりも心証の程度を限定した監査が調査案として提案された。有限責任制度のもとで計算の適正性が担保されないことは、債権者保護を掲げる旧商法において問題視したためであった。しかし、調査案の問題点として、中小会社においては「一応の確からしさ」の確保は困難でないかという意見があった。それは、監査とは内部統制組織の確立を前提としたサンプリング（試査）によるもので、その意見の表明の基礎には証拠による裏付けが必要となり、この証拠の入手手段として種々の監査手法が用いられる。中小会社に監査と同等な手続きに耐え得るだけの内部統制組織が整備されている確証がないため、調査案の採用には疑問が多い。

指導案は、会計専門家が会社の計算（会社の会計帳簿ならびに貸借対照表及び損益計算書が商法に即して作成されたかどうか）に関する指導をして、その指導の内容、指導の結果等を報告することを目的とした制度（改正試案5、5（注）2）である。監査案、調査案とは考え方が異なり、指導案は「計算書類の作成機能と証明機能を分けたときに、作成機能の方に専門家が関与する」<sup>7)</sup>ものであり、監査案、調査案で言われるような証明機能を持っていない。監査案、調査案は、資本金及び負債総額によって適用範囲を定めていたが、指導案においては資本金及び負債総額による量的区分はないが「会計調査人の調査に代えることの可否について商法上の制度として構成することが可能かどうかを含めて検討する」（四 計算・公開5）とされていた。とりわけ資本金及び負債総額による量的区分及び指導案に関するただし書きをみるに、当時の考え方は比較的規模の大きな会社には

監査案を、中小会社には調査案、指導案を考えていたようである。

監査案、調査案及び指導案について整理してみたが、監査案および調査案は第三者による信頼性保証のための考え方、指導案は第三者による信頼性向上のための考え方であった。このように、平成14年以前にも中小会社の計算に対する外部からの信頼性確保が大きく取り上げられ議論されており、その後の大会社と中小会社を分けた会計制度あるいは監査制度の構築においても検討された。

### Ⅲ 中小会社会計基準の確立

平成17年当時の中小会社会計のあり方は、先述したように中小指針の作成過程における議論の中では、日本公認会計士協会はシングル・スタンダードを、中小企業庁、日本税理士会連合会はダブル・スタンダードを主張していたが、結果として中小指針は日本公認会計士協会が推すシングル・スタンダードの立場で基準作成が行われた。

平成22年の懇談会報告書ではトリプル・スタンダードの考え方が提示されたが、中小要領は「計算書類等の開示先や経理体制等の観点から『一定の水準を保ったもの』とされている「中小企業の会計に関する指針」によることを求めることが必ずしも適当ではない中小企業を対象」と記し、中小指針とは異なる適用範囲を対象としていた。これにより、中小指針が対象としている中小会社と中小要領が対象としている中小会社の二つに分けた中小会社会計が想定され、中小会社会計の二相

化が生じた。

中小会社会計のあり方に関する考え方をまとめたものが図表-1である。

大会社向け会計基準については、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board; 以下、IASBという）が「International Financial Reporting Standards」（以下、IFRSという）を公表し、2005（平成17）年にEU域内の上場企業の連結財務諸表に対してIFRSが強制適用されたのを機に、わが国でもIFRSへのコンバージェンスに向けた作業が始められた。その中で「企業会計原則」は、昭和57年の修正を最後に以降変更されなかったため「企業会計原則」自体はIFRSの影響を受けていないが、新たな修正項目をピースミール方式によりIFRSに準拠した企業会計基準で補足してきた。中小指針もシングル・スタンダードの考え方を採っているため大会社向け会計基準と同様の対応を強いられ、グローバル化に対応しきれていない中小会社でさえ会計基準制定のスタンスとしてIFRSの影響を受ける状況下におかれた。中小要領は、その中でIFRSの影響を受けないものと述べており、会計の実践上「企業会計原則」の一般原則を活用しようとしている<sup>8)</sup>。このようにIFRSの影響を受けているのは企業会計基準と中小指針であり、IFRSの影響を直接反映していないのは「企業会計原則」と中小要領である。これを図に示したものが図表-2である。

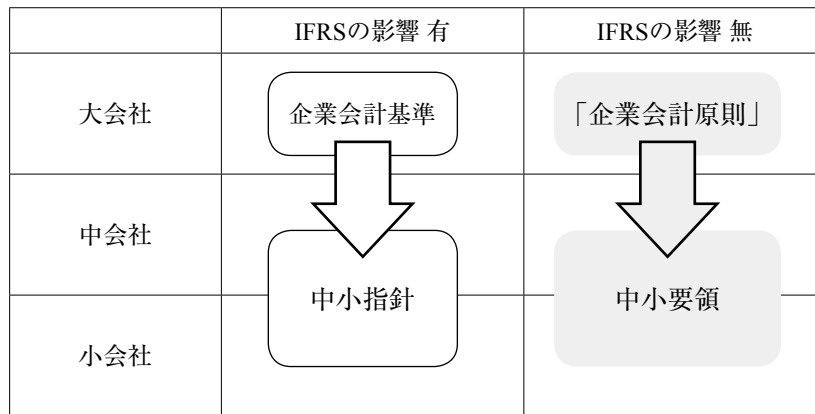
しかし、2009（平成21）年7月にIASBが「International Financial Reporting Standard for Small

図表-1 これまでの中小会社会計のあり方に関する考え方

同一会計基準	シングル	ダブル	トリプル	中小会社会計の二相化
大会社 中小会社	大会社 中小会社 (大会社の簡便化)	大会社 中小会社	大会社 中会社 小会社	大会社 中小会社 中小指針 中小要領 対象の 中小会社
平成14年以前	平成14年以降		平成22年	平成23年

出典：堂野崎作成

図表-2 それぞれが影響を及ぼしている範囲



出典：堂野崎作成

and Medium-Sized Entities」(以下、IFRS for SMEs という)を公表した。これまで、ほとんどが非上場会社である国内の中小株式会社が、海外証券市場で資金を調達することは考えにくく、IFRSとの関係は無縁であるとみられてきた。しかし、IFRS for SMEsが公表されたことで、わが国においても改めて中小会社会計のあり方についての議論が再浮上した。

2010(平成22)年2月に中小企業庁において、研究会が、中小企業の実態に即した会計のあり方について検討を再開し、同年3月に懇談会が、今後日本の会計基準の国際化を進めるにあたって、非上場会社への影響を回避又は最小限にとどめる必要があるなどの意見を踏まえ、非上場会社に適用される会計基準のあり方について幅広く検討するために開催された。研究会、懇談会は、それぞれ目的は異なるが中小会社会計のあり方について議論された。

会計基準の制定にあたり、「企業会計原則」は実務・慣習をもとにした帰納的アプローチを採り、会計公準を起点とした会計基準が構築されていたが、現在では複雑多様化した経済社会の変化に柔軟に対応でき、投資意思決定に役立つ有用な情報提供を行うために柔軟な対応のできる演繹的アプローチを採り、概念フレームワークを起点とした会計基準の構築にシフトしてきた。

中小会社会計においては、投資意思決定に役立つ情報が必要とされることがなかったため、このような会計基準構築に関するアプローチが特段議

論されてこなかった。しかし、中小会社会計において大会社会計とは質が異なるが情報提供が必要とされるなら、中小会社の会計基準構築に関するアプローチを議論することが必要であろう。

帰納的アプローチは、現行の実務・慣習を基準に標準化するという方法であるため、新たな経済環境に対応することが難しく、柔軟性に欠ける。これに対して演繹的アプローチは、あるべき姿を志向し、複雑多様化した経済社会の変化に柔軟に対応でき、投資家の投資意思決定に有用な情報提供を可能にする。中小会社会計においても、昨今の変化の激しい経済環境に柔軟な対応する必要性から演繹的アプローチを採ることが現実的ではないだろうか。

#### IV 中小会社会計基準の整備における概念フレームワークの必要性

##### 1 中小会社の特性

中小会社の特性として、堂野崎は「中小会社会計の概念フレームワークの必要性」<sup>9)</sup>において、「所有と経営の非分離」、「経理担当者の人数的・知識的不足」、「株式非公開会社」の3つを挙げた。中小会社がこうした3つの特性を有するが故に、大会社会計とは異なる中小会社会計を構築するためには、中小会社の特性を踏まえた会計基準でなければならない。

中小会社の特性について考えるとき次のような課題が浮かび上がる。

第一に、トリプル・スタンダードの議論をする

のであれば、まずは「中会社の特性」と「小会社の特性」とに分ける議論が必要であろう。なぜならば、大会社と中小会社の会計基準を別個のものとするのは大会社とは異なる中小会社の特性があるからであり、中会社と小会社を別のものであるのであれば、「中会社の特性」と「小会社の特性」では異なる特性が存在する。

第二に、中小会社会計の二相化の議論をするのであれば、異なる特性を持った中小会社があるということになる。“会社の特性が会社の規模によって異なるからこそ、大会社と中小会社は、別の会計基準が必要”という議論の出発点から考えれば、異なる特性を持った2つの中小会社について議論が必要となる。

第三に、中小指針はシングル・スタンダードの考え方を採っており、結果として、中小会社の特性に即していないため、中小会社の会計基準として望ましいものとは言いきれない。しかし、中小指針は会計参与の拠り所として「会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すもの」であり、「一定の水準を保ったもの」という役割を持っているものと考えられる。

こうした議論において、会計基準のトリプル・スタンダード化や中小会社会計基準である中小要領と大会社会計の簡便とされる中小指針による中小会社会計の二相化は、中小会社会計のあり方を複雑にし、目指す方向とは考え難いものであろう。

## 2 中小会社会計の概念フレームワークの必要性に関する考察

大会社とは異なる中小会社の特性に基づき中小会社特有の会計基準を考えると、複雑多様化した経済社会の変化のなか、中小会社にも大会社と同様に経済変化に柔軟に対応でき、有用な情報提供を行うため演繹的アプローチに基づいた会計基準を整備するにあたり、中小会社会計基準の構築のための概念フレームワークが必要になる。

### (1) 概念フレームワーク

「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」によれば、概念フレームワークは3つの役割を

もっていると記述されている<sup>10)</sup>。

- ①会計基準の概念的な基礎を提供。
- ②財務諸表の利用者に資するものであり、利用者が会計基準を解釈する際に無用のコストが生じることを避ける。
- ③将来の基準開発に指針を与える。

これらは、予見可能性を高め、情報利用者が不必要に会計基準の解釈にコストをかけることを回避し、基礎的な前提や概念を提示することで今後開発される会計基準に方向性を与え、無軌道に開発されないようにするという制度の運用に関する安全性（安定性）を担保することが可能になることを示唆している。

つまり、会計基準は概念フレームワークが提供している概念的基礎の上に成り立つ。この概念フレームワークの枠内で基準設置者は会計基準の開発を行うことになる。ここでいう開発には、会計基準に関する議論や解釈が含まれる。言い換えれば、概念フレームワークがあって初めて、首尾一貫した会計基準の開発が可能になる。このことから会計基準と概念フレームワークは、切り離すことはできないと考えられる。

### (2) 会計基準と概念フレームワークの関係

中小会社会計には、首尾一貫した中小会社の会計基準を設定しようにも、その拠り所となる中小会社会計の概念フレームワークが明確に示されていない。それは会計基準だけ中小会社と大会社に分類し、概念フレームワークは同一のものでよいのかということである。すなわち、会計基準と概念フレームワークとが大会社と中小会社においてそれぞれ同一であるか別のものであるかを検討する必要があるのではないだろうか。

このことに関して会計基準は分けることを前提にすると次の2つの仮説をたてることができよう。

- ①概念フレームワークは同一のものを使用する
- ②概念フレームワークは別のもを使用する

①の考え方は、会社の規模の大小を問わず、会計目的も会計情報の質的特性も同一であるが会計基準は別のものであるという考え方から導かれたものである<sup>11)</sup>。しかし、大会社は株式公開を行っ

ており、資金調達を直接株式市場から調達できることよって、投資家に会計情報を提供しなければならない。そのため、大会社では、投資家の意思決定に有用性のある情報提供を行うことを会計目的としている。これに対して中小会社は株式を公開していないため、株式市場からの資金調達を予定しておらず、もっぱら金融機関からの借り入れを行っている。つまり、中小会社は、株主と債権者の利害調整を行うことを会計目的としている。このような会計目的の違いがある中で大会社の会計基準における会計処理を中小会社にも適用することは、結果として会計基準の過重負担を中小会社に強いることになりはしないだろうか。

②の考え方は、会社の規模の大小によって、会計目的や会計情報の質的特性が異なるので、会計基準も別のものを作成するという考え方から導かれたものである。この場合、大会社と中小会社それぞれの特性に適った会計目的、会計情報の質的特性を備えた概念構築を図り、それを踏まえた上で「財務諸表の構成要素」と「財務諸表における認識と測定」の内容を設定し、これらを基礎とした会計基準の構築を目指すことである。この考え方は、少なくとも論理的には、首尾一貫した会計基準構築（開発）プロセスを踏むことが可能となる。

以上の検討から、①の考え方すなわち、一つの場合の概念フレームワークで別々の会計基準を対応することは問題があると言え、②の考え方すなわち、概念フレームワークも大会社とは別のものが必要となろう。

## V 中小会社会計における信頼性確保のあり方

中小会社会計を大会社会計と同様に会計制度として確立させるためには、中小会社会計および中小会社会計が開示する会計情報に対する信頼性確保が大きな課題になる。中小会社会計および中小会社会計が開示する会計情報における信頼性確保の方向性について検討してみたい。

中小会社会計の確立のきっかけとなったのは、平成14年に中小企業庁が公表した「中小企業の会

計に関する研究会報告書」において、中小会社会計における信頼性の向上の必要性について「今後、中小企業が物的担保や個人保証に頼らない資金調達の拡大や、新たな取引先の開拓を指向していくためには、信用力を高めるために、信頼性のある計算書類を作成・公開することが重要となる」<sup>12)</sup>と指摘された。

わが国では、平成18年の会社法改正において導入された会社機関である会計参与制度によって、中小会社会計の質的向上を図ろうとした。すなわち会計参与として会社内部に会計専門家（税理士、公認会計士、税理士法人及び監査法人）を入れることによって、計算書類作成機能の強化を図るねらいで導入された制度で、会計参与報告の公表が義務付けられた。

会計参与制度が導入されるにあたり、平成17年に導入された中小指針は会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適切な会計のあり方を示すものとして位置づけられ、中小会社の計算書類の信頼性向上の拠り所として期待された。

会社法において会計参与の権限として、次のように規定されている。「会計参与は、取締役と共同して、計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を作成する。この場合において、会計参与は、法務省令で定めるところにより、会計参与報告を作成しなければならない。」（会社法第374条）とされている。これは信頼性向上のための方策として会計専門家を会社内部の機関として導入することで、中小会社の特性である「経理担当者の人数的・知識的不足」を補おうとするものであり、また会社内部機関はあるが、先（昭和61年の監査問題報告書および商法・有限会社法改正試案）の指導案が目指した方向性に沿ったものといえる。

しかし、第三者による信頼性保証についての課題は残ったまま現在に至っている。その課題は、特別目的財務諸表監査を受けるのであれば、内部統制組織が確立していることが望ましいがコストがどの程度かかるかということである。これを図に示したものが図表-3である。

図表3 中小会社会計における信頼性確保の方途とその性質

性質	方途	中小指針	中小要領
信頼性向上	チェックリスト	準拠性確認	
	会計参与制度	準拠性・適正性確認	
信頼性保証	特別目的財務諸表監査	準拠性保証・適正性保証	

出典：堂野崎作成

## VI 中小会社会計の制度形成における方向性

中小会社会計の制度形成について、ここまでの議論を整理してみたい。

わが国で企業会計の基準として昭和23年に「企業会計原則」が制定され、本格的な企業会計制度が整備され実践されるようになった。しかし、企業会計制度のめざす方向は、制定当時の「企業会計原則」前文にもあるように、戦後間もない時期の経済状況への対応、経済再建と会計制度の改善統一を目指した大きな意義を持っており、経済社会の構成員全般、特に大会社を前提に考えられていたと解される。中小会社および個人商店においては、大会社より会社内部の整備がはるかに遅れており、帳簿記録の手順に関する規程から整備する必要があるため、大会社と中小会社および個人商店を一つの会計基準で規整することは難しかった。それは、帳簿記録の指導書的な昭和25年「中小企業簿記要領」、昭和28年「中小会社経営簿記要領」の公表からも容易に推測できよう<sup>13)</sup>。

その後、昭和56年商法改正に付随した昭和59年の大小会社区分立法に関連した議論や昭和61年の商法監査問題に関する議論においても、中小会社会計制度を従来の会計制度とは別途検討することが指摘されていた。従来からの大会社を前提にした「企業会計原則」を中心にした会計制度と商法に基づく監査制度を中小会社にそのまま適用するには問題が多く、中小会社向け会計制度と監査制度を大会社とは別途構築する認識が継続していたことを確認できる。

こうした中小会社会計制度構築の継続的な認識、議論のもと、平成14年から日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業

会計基準委員会が、その後日本経済団体連合会を加えた5団体が、中小企業会計制度について本格的な検討が行った。その結果、平成17年に中小指針が、平成24年に中小要領が公表され、大会社の会計制度とは独立した中小企業会計制度が整備された。しかし、中小会社の特性でも指摘したように、大会社に比べ内部の組織は未整備な部分が多く、今後中小会社会計制度を整備充実させるために改善すべき課題として、①内部管理システムや内部統制組織の整備、②中小会社会計制度において開示される会計情報に対する信頼性保証、が挙げられる<sup>14)</sup>。

今後中小企業会計制度が、大会社を対象とする企業会計制度と同等レベルに位置付けられ整備、実践されるためには、内部統制機能が整備され実効性を持つことで、はじめて企業組織の内部統制が可能になる。内部統制機能が確立できれば、企業が開示する会計情報に対して信頼性の確保が途が開けよう。中小会社では、第三者による信頼性の保証、いわゆる外部会計監査はコスト的に取り入れることが難しい。先にも述べたように中小会社が行う会計への信頼性が低いことは研究会報告書において指摘されている通りである。そこで、会計参与制度や書面添付制度を活用し会計作成者による信頼性の向上を行うことで、第三者による信頼性の保証に代わる中小会社自らが信頼性を確保しようと考えている。これらは、中小会社会計の信頼性の確保する方策の一つといえよう。このような方策が中小会社において採られることとあわせて、第三者による信頼性の保証についての議論がされるべきであり、その過程では調査案、指導案について再検討する必要がある。



中小会社会計の制度形成を考えると、中小会社会計向け国際基準としてIFRS for SMEsが、わが国の国内基準として中小指針、中小要領が公表された。これにより、中小会社会計は制度として一定の方向が明確化されたが、会計基準作成に際し概念的基礎を提供する中小会社会計概念フレームワークは明確なものが示されていないため今後検討が必要となろう。また、中小会社会計を大会社向けの会計と同等レベルの会計制度と位置付けるためには、内部統制組織を整備し、信頼性を確保する方策が重要となろう。

### 《注》

- 1) 「中小企業簿記要領」においては、税務当局から個人企業が所得計算の必要最低限の要件を満たしたものと認められていたが、法人企業はこれを用いることはできなかった。しかし、「中小会社経営簿記要領」は「中小企業のうち、会社経営のものを対象として、これに適した経理制度の確立に資するために作成されたものである」と目的に示しており、法人企業を対象としたものであることがわかる。
- 2) 「今日簿記法として最も発達しているのは、複式簿記であり、簿記といえば複式簿記を意味するほどであるけれども、記帳能力に乏しい中小企業の場合に、複式簿記は必ずしも適当した簿記法とはいえない。企業の規模の大小によって単式簿記が適当している場合もある」(財団法人大蔵財務協会 [1950], p.1) と企業の規模の大小によって区分する必要性が指摘されている。
- 3) 中小企業簿記要領においては、企業会計原則と異なり「中小企業簿記が従わなければならぬ一般原則」として、真实性の原則(第二原則)よりも前に正規の簿記の原則(第一原則)を取り上げたり、事業取引を家計と区分して整理しなければならないという原則(第四原則)が加えられたり、会計処理の方法及び帳簿組織をできるだけ簡単平易にし、記帳の能率化、記帳負担の軽減を図らなければならない(第七原則)といった原則が存在する。
- また中小会社経営簿記要領の「中小会社会計簿記要領の特徴」において、「中小会社は一般に個人的色彩が濃く、会社の一二の役員が事実上その会社を支配しているという傾向が強く、また会社の構成員も少ないので経理担当者も少人数に限られ、且つ専門的な経理知識が不足しているのが普通である」とされており、大会社とは異なることが示されている。
- 4) 今回検討には含めてはいないが、昭和33年に社団法人中小企業診断協会から「中小企業の原価計算要領」が公表されている。
- 5) この大小会社区分立法の問題自体について、遡れば昭和13年に制定された有限会社法の議論に行き着くが、本研究では取り上げないこととする。
- 6) 稲葉威雄, 1984, 「大小(公開・非公開)会社区分立法及び合併に関する問題点の公表について」, 別冊商事法務, 第75巻, pp.9-16
- 7) 新井清光, 1986, 「座談会「商法・有限会社法改正試案」の焦点<3・完>監査・調査・指法制度上の諸問題」第38巻, 第10号pp.50-76
- 8) 中小要領案においては, 4(2)において「会計処理の方法は, 每期継続して同じ方法を適用する必要があり, これを変更するに当たっては, 合理的な理由を必要とし, 変更した旨, その理由及び影響の内容を注記する」(p.2)としており, 「継続性の原則」を, 8において「正規の簿記の原則」を, 9において「真实性の原則」, 「資本取引と損益取引の区分の原則」, 「明瞭性の原則」, 「保守主義の原則」, 「単一性の原則」, 「重要性の原則」などを掲げている。これら8つの原則は, 「企業会計原則」において記述されていることであり, 中小要領は, 「企業会計原則」への原点回帰をしているといえる。
- 9) 堂野崎融, 2011, 「中小会社会計の概念フレームワークの必要性」企業経営研究第14号pp.25-37
- 10) 企業会計基準委員会, 2006, 「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」, p.V
- 11) カナダ勅許会計士協会(Chartered Accountants

of Canada:CAC) が作成している非公開株式会社の会計基準 (Accounting Standards for Private Enterprises) が取ろうとしている考え方がこれである。

12) 中小企業庁, 2002, 「中小企業の会計に関する研究会報告書」, p.7

13) この頃の経緯を含む事情や状況については, 黒澤清氏や鍋嶋達氏へのインタビュー (田中章義編 (1990) 『インタビュー日本における会計学研究の発展』 同文館出版) から当時をうか

がい知ることができる。

14) ①は管理会計との関連で, ②は監査論との関連で議論されることが多いが, ①については中小企業会計学会第3回全国大会 (平成28 (2016) 年9月) で統一テーマとして, ②については中小企業会計学会第4回全国大会 (平成29 (2017) 年9月) で統一テーマとして議論された。なお, 内部統制組織の整備は, 開示される会計情報に対する信頼性保証を行うための絶対条件である。